

定款変更認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 7 年 8 月 2 1 日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 陽だまりの会

3 代表者の氏名

中家 啓貴

4 主たる事務所の所在地

津市江戸橋1丁目84-1二葉ビル3F

5 定款記載の目的

この法人は、有料老人ホームの運営及び介護保険法に基づく介護事業を行うと共に、高齢者や障害者の生活や生きがいの支援、葬儀・葬送支援を行い、高齢者福祉、障害者福祉の増進、福祉に寄与する事を目的とする。

6 縦覧期間

令和 7 年 8 月 2 1 日 ～ 令和 7 年 9 月 4 日

特定非営利活動法人 陽だまりの会 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人陽だまりの会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、有料老人ホームの運営及び介護保険法に基づく介護事業を行うと共に、高齢者や障害者の生活や生きがいがづくりの支援、葬儀・葬送支援を行い、高齢者福祉、障害者福祉の増進、福祉に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ②介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ③介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業
- ④介護保険法に基づく第1号事業
- ⑤介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ⑥介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- ⑦有料老人ホームの運営並びに開設支援事業
- ⑧障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑨高齢者や障害者の生活支援や生きがいがづくり支援事業
 - ア. 身元保証
 - イ. 任意後見及び法定後見の受任
 - ウ. 金銭管理
- ⑩死後事務委任の受任及び葬儀・葬送支援
- ⑪遺体の一時保管及び搬送に関する事業

(2) その他の事業

当法人が所有する建物及び施設の賃貸事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 理事会は、会員からの会費の納付手続等、定款に反しない限りにおいて、会員との関係を定めた会員規則を定めることができるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上6人以内。
- (2)監事 1人又は2人。
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、専務理事を1人置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会において理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、事業及び日常業務の遂行、統括をする。但し、その監督の下に職務の一部又は全部を事務局長に行わせることができる。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定員の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、理事に関わる必要な事項は理事会の議決を経て、また監事に関わる必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、正会員から動議が提出され、出席した正会員の過半数の同意があった場合は当該動議を総会における議決事項とすることを妨げない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加えることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)事業計画および活動予算の決定並びにその変更
- (2)理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (3)入会金及び会費の額
- (4)事務局の組織および運営
- (5)総会に付議すべき事項
- (6)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (8)借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)その他運営に関する重要事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から3日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を適宜の方法で通知する。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、理事から動議が提出され、出席した理事の過半数の同意があった場合は当該動議を理事会における議決事項とすることを妨げない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を

経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経た他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	高橋 栄
常務理事	濱田 健士
理 事	三浦 庸司
監 事	牛場 敏子
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定に関わらず、成立の日から平成16年の通常総会の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定に関わらず、設立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲額とする。

(1) 入 会 金	正 会 員 ・ 賛 助 会 員	5. 000円
(2) 年 会 費	正 会 員	12. 000円
(3) 賛 助 会 員		8. 000円

令和7年度事業計画書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

特定非営利活動法人 陽だまりの会

1 事業実施の方針

有料老人ホームの運営及び介護保険法に基づく介護事業を行うと共に、高齢者や障害者の生活や生きがいづくりの支援、葬儀・葬送支援を行い、高齢者福祉、障害者福祉の増進、福祉に寄与する事を目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数
介護保険法に基づく居 宅サービス事業	訪問介護事業所の運営	通年	関連施 設	70名	施設入居者及 び近隣の住民
介護保険法に基づく地 域密着型サービス事業	通所介護事業所の運営				
介護保険法に基づく居 宅介護支援事業及び介 護予防支援事業	居宅介護支援事業所の運営				
介護保険法に基づく第 1号事業	認知症対応型グループホー ムの運営				
介護保険法に基づく介 護予防サービス事業					
介護保険法に基づく地 域密着型介護予防サー ビス事業					
有料老人ホームの運営 並びに開設支援事業	住宅型有料老人ホームの運 営	通年	関連施 設	46名	施設入居者
障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律に基 づく障害福祉サービス 事業	障害者を対象とした生活支 援身体介護事業	通年	関連施 設	25名	施設入居者及 び近隣の住民

高齢者や障害者の生活支援や生きがいをづくり支援事業	個別説明会・広報活動	通年	三重県 全域	2人	不特定多数
死後事務委任の受任及び葬儀・葬送支援	死後事務・葬儀・納骨	通年	三重県 全域	2人	不特定多数
遺体の一時保管及び搬送に関する事業	遺体の一時保管及び搬送	通年	三重県 全域	2人	特定多数

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予 定場所	従事者の予 定人数
当法人が所有する建物及び施設の賃貸事業	当法人が所有する建物及び施設の介護事業者に貸して賃料収入を得る	通年	関連施設	1人

令和8年度事業計画書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

特定非営利活動法人 陽だまりの会

1 事業実施の方針

有料老人ホームの運営及び介護保険法に基づく介護事業を行うと共に、高齢者や障害者の生活や生きが
いづくりの支援、葬儀・葬送支援を行い、高齢者福祉、障害者福祉の増進、福祉に寄与する事を目的と
する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数
介護保険法に基づく居 宅サービス事業	訪問介護事業所の運営	通年	関連施 設	70名	施設入居者及 び近隣の住民
介護保険法に基づく地 域密着型サービス事業	通所介護事業所の運営				
介護保険法に基づく居 宅介護支援事業及び介 護予防支援事業	居宅介護支援事業所の運営				
介護保険法に基づく第 1号事業	認知症対応型グループホー ムの運営				
介護保険法に基づく介 護予防サービス事業					
介護保険法に基づく地 域密着型介護予防サー ビス事業					
有料老人ホームの運営 並びに開設支援事業	住宅型有料老人ホームの運 営	通年	関連施 設	46名	施設入居者
障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律に基 づく障害福祉サービス 事業	障害者を対象とした生活支 援身体介護事業	通年	関連施 設	25名	施設入居者及 び近隣の住民

高齢者や障害者の生活支援や生きがいきづくり支援事業	個別説明会・広報活動	通年	三重県 全域	2人	不特定多数
死後事務委任の受任及び葬儀・葬送支援	死後事務・葬儀・納骨	通年	三重県 全域	2人	不特定多数
遺体の一時保管及び搬送に関する事業	遺体の一時保管及び搬送	通年	三重県 全域	2人	特定多数

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予 定場所	従事者の予 定人数
当法人が所有する建物及び施設の賃貸事業	当法人が所有する建物及び施設の介護事業者へ貸して賃料収入を得る	通年	関連施設	1人

(その他の事業を定款に掲げている場合)

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 陽だまりの会
(単位：千円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	11		11
2. 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	0		0
3. 受取助成金等 受取民間助成金	0		0
4. 事業収益 事業収益	353,410	27,100	380,510
5. その他収益 受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	353,421	27,100	380,521
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	188,523		188,523
法定福利費	26,464		26,464
退職給付費用	0		0
福利厚生費	1,185		1,185
通勤費	2,609		2,609
人件費計	218,781	0	218,781
(2) その他経費			
給食費	17,521		17,521
医療費	270		270

娯楽教養費	426		426
水道光熱費	17,268		17,268
燃料費	606		606
什器備品費	2,479		2,479
消耗品費	4,106		4,106
保険料	3,420		3,420
リース料	3,179		3,179
慶弔費	72		72
車両費	2,141		2,141
業務委託費	26,027		26,027
雑支出	243		243
旅費交通費	58		58
教育研修費	255		255
事務用品費	308		308
印刷費	845		845
修繕費	1,539		1,539
通信費	3,210		3,210
会議費	19		19
広報費	818		818
顧問・報酬費	3,328		3,328
支払手数料	1,862		1,862
IT化推進費	1,129		1,129
地代家賃	2,348		2,348
租税公課	214	2,600	2,814
管理諸費	3,755		3,755
交際費	42		42
諸会費	138		138
新聞図書費	259		259
減価償却費	30,063	14,739	44,802
支払利息	14,022	13,231	27,253
葬儀費用・納骨費用	456		456
その他経費計	142,426	30,570	172,996
事業費計	361,207	30,570	391,777
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	9,800		9,800
給料手当	3,300		3,300
法定福利費	2,000		2,000
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	15,100		15,100

(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息 印刷代 広報費 通信費	1,260		1,260
その他経費計	1,260	0	1,260
管理費計	16,360	0	16,360
経常費用計	377,567	30,570	408,137
当期経常増減額	▲24,146	▲3,470	▲27,616
Ⅲ 経常外収益 1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用 1. 過年度損益修正損	0 0		0 0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	▲24,146	▲3,470	▲27,616
前期繰越正味財産額	85,887	0	85,887
次期繰越正味財産額	61,741	▲3,470	58,271

(その他の事業を定款に掲げている場合)

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 陽だまりの会
(単位：千円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	11		11
2. 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	0		0
3. 受取助成金等 受取民間助成金	0		0
4. 事業収益 事業収益	359,410	33,100	386,510
5. その他収益 受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	359,421	33,100	392,521
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	188,523		188,523
法定福利費	26,464		26,464
退職給付費用	0		0
福利厚生費	1,185		1,185
通勤費	2,609		2,609
人件費計	218,781	0	218,781
(2) その他経費			
給食費	17,521		17,521
医療費	270		270

娯楽教養費	426		426
水道光熱費	17,268		17,268
燃料費	606		606
什器備品費	2,479		2,479
消耗品費	4,106		4,106
保険料	3,420		3,420
リース料	3,179		3,179
慶弔費	72		72
車両費	2,141		2,141
業務委託費	26,027		26,027
雑支出	243		243
旅費交通費	58		58
教育研修費	255		255
事務用品費	308		308
印刷費	845		845
修繕費	1,539		1,539
通信費	3,210		3,210
会議費	19		19
広報費	818		818
顧問・報酬費	3,328		3,328
支払手数料	1,862		1,862
IT化推進費	1,129		1,129
地代家賃	2,348		2,348
租税公課	214	2,600	2,814
管理諸費	3,755		3,755
交際費	42		42
諸会費	138		138
新聞図書費	259		259
減価償却費	30,063	14,739	44,802
支払利息	14,022	13,231	27,253
葬儀費用・納骨費用	456		456
その他経費計	142,426	30,570	172,996
事業費計	361,207	30,570	391,777
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	9,800		9,800
給料手当	3,300		3,300
法定福利費	2,000		2,000
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	15,100		15,100

(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息 印刷代 広報費 通信費	1,260		1,260
その他経費計	1,260	0	1,260
管理費計	16,360	0	16,360
経常費用計	377,567	30,570	408,137
当期経常増減額	▲18,146	2,530	▲15,616
Ⅲ 経常外収益 1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用 1. 過年度損益修正損	0 0		0 0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	▲18,146	2,530	▲15,616
前期繰越正味財産額	61,741	▲3,470	58,271
次期繰越正味財産額	43,595	▲940	42,655